

給与支払報告書・特別徴収に係る給与所得者異動届出書

※市処理欄	1. 現年度	2. 新年度	3. 両年度

(宛先) 富士市長 年 月 日 提出	給与支払者 (特別徴収義務者)	住所(居所)又は所在地	〒	担当者連絡先	所属	特別徴収義務者 指定番号				
		フリガナ			氏名			宛名番号		
		氏名又は名称			電話			受給者番号		
		法人番号又は個人番号								
給与所得者				(ア) 特別徴収税額 (年税額)	徴収済月	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ)	異動年月日	異動の事由	異動後の未徴収 税額の徴収方法
フリガナ		旧姓			月 分 から			年	1 退職 2 転勤	1 特別徴収継続 →(C欄記入)
氏名					月 日 納期分)			月	3 休職 4 長期欠勤	2 一括徴収 →(B欄記入)
個人番号					月 分 まで			日	5 死亡 6 その他 (その他の場合、 理由に☑してくだ さい。)	3 普通徴収 (残額を個人で納付)
生年月日	昭和・平成	年	月	日	(月 日 納期分)					
1月1日の 住所	〒	富士市								
現在の住所	(給与の支払を受けなくなった後の住所)									
	〒									

※個人事業主は「法人番号又は個人番号」欄に個人番号を左側1マス空けて記載してください。

●一括徴収の届出書

一括徴収の理由		徴収予定		一括徴収した税額は 月 分 (納期限 月 日) と合わせて納入します。
1 異動が12月31日以前で 本人から申出有(注1)	本人の同意	徴収予定日	徴収予定額 〔上記(ウ)と同額〕	
年 月 日 申出	<input type="checkbox"/>			
2 年1月1日以降に退職(注2)				

その他の理由	
<input type="checkbox"/>	総受給者数(専従者・乙欄・退職者を除いた合計)が2名以下
<input type="checkbox"/>	他の事業所で特別徴収又は普通徴収として扱う乙欄該当者
<input type="checkbox"/>	給与が少なく税額が引ききれない
<input type="checkbox"/>	給与の支払期間が不定期
<input type="checkbox"/>	普通徴収として扱う事業専従者
<input type="checkbox"/>	廃業・解散

(注1) 12月31日以前の退職者についても、できるだけ一括徴収をお願いします。退職後国外へ転出する従業員の場合は、特に御協力をお願いします。
(注2) 1月1日から4月30日までに退職した場合は、本人の申出がなくても一括徴収することが義務付けられています。

●転勤等による特別徴収届出書 (転籍等で特別徴収の継続を希望される場合に記載してください。)

月割額 _____円を 月 分(翌月10日納期分) から徴収し、納入します。	給与支払者 (特別徴収義務者)	住所(居所)又は所在地	〒	特別徴収義務者 指定番号	新規	指定番号 事前通知	入力
		フリガナ		受給者番号		要・不要	
		氏名又は名称		担当者連絡先	所属	納入書	検算
		法人番号又は個人番号			氏名	要・不要	
				電話			

※個人事業主は「法人番号又は個人番号」欄に個人番号を左側1マス空けて記載してください。
★各種届出書類は富士市ウェブサイト内の個人の市民税・県民税関係提出書類からダウンロードできます。
◎送付先 〒417-8601 静岡県富士市永田町1丁目100番地 富士市役所市民税課 (電話 0545-55-2734)

また、転勤、再就職等により、異動後の事業所で特別徴収を継続する場合、前事業所でA欄を記載したく、必要が異なります。また、新事業所ではC欄を記載したく、必要が異なります。

「指定番号」「宛名番号」の欄には、通知書の番号を必ず記載してください。